⑵　過去５年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為（基準省令の表の法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第１号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第１号イの項」という。）の下欄第18号に掲げる不正行為、法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第１号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる不正行為、法別表第１の４の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第10号に掲げる不正行為、研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）に規定する不正行為並びに別表第２に掲げる不正行為をいう。以下同じ。）を行ったことがないこと。

⑶　技能実習第１号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。

⑷　過去５年間に特定監理団体になろうとする者の事業活動に関し、技能実習第１号イの項の下欄第21号の２に規定する行為を行ったことがないこと。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

⑹　法人であって、その役員等のうちに⑸に該当する者がないこと。

⑺　暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

⑻　外国人建設就労者と受入建設企業との雇用契約に係るあっせんに関して、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けておらず、かつ職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の規定に基づく無料職業紹介事業の許可を受け、又は同法第33条の３に基づく無料職業紹介事業の届出を行っていること。

⑼　外国人建設就労者の受入れに関し、受入建設企業に対し適切に指導及び監督を行うことができる体制を有していること。

⑽　受入建設企業に対する監査を含む監理のための人員が確保されていること。

⑾　外国人建設就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の建設特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入建設企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

⑿　特定監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、外国人建設就労者を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び使途を明示するとともに、外国人建設就労者に直接又は間接に負担をさせないこと。

第５　受入建設企業及び適正監理計画

１　受入建設企業になろうとする者は、第４の認定を受けた特定監理団体と共同で、外国人建設就労者の適正な監理に関する計画（以下「適正監理計画」という。）を策定し、受入建設企業になろうとする者ごとに国土交通大臣に認定を申請しなければならない。適正監理計画は、次に掲げる事項を含むものとする。

⑴　受入建設企業になろうとする者に関する事項

⑵　受け入れる外国人建設就労者に関する次に掲げる事項

①　修了した建設分野技能実習の職種及び作業の名称

②　人数

③　就労させる場所

④　従事させる業務の内容

⑤　従事させる期間

⑥　報酬予定額

⑦　技能の向上を図るための方策

⑶　外国人建設就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項

⑷　外国人建設就労者の就労状況の確認に関する事項

⑸　在留中の住居の確保に関する事項

⑹　長期休暇の取得に関する事項

⑺　管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項

⑻　報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

⑼　外国人建設就労者との面談及び外国人建設就労者からの生活、労働等（転職を含む。）に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項

⑽　外国人建設就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

⑾　就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

⑿　外国の送出し機関に関する事項

２　国土交通大臣は、１の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、申請に係る適正監理計画の認定をすることができる。

⑴　受入建設企業となろうとする者が次に掲げる要件をいずれも満たしているとき。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の許可を受けていること。

②　過去５年間に建設業法に基づく監督処分を受けていないこと。

③　過去５年間に労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

④　労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。

⑤　建設特定活動に係る国土交通省その他の監督官庁が実施する賃金水準等の調査に協力すること。

⑥　第６の４の報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従うこと。

⑦　過去５年間に２年以上建設分野技能実習を実施した実績があること。

⑧　過去５年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

⑨　技能実習第１号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。

⑩　過去５年間に受入建設企業になろうとする者の事業活動に関し、技能実習第１号イの項の下欄第21号の２に規定する行為を行ったことがないこと。

⑪　受け入れる外国人建設就労者に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去３年間に非自発的に離職させていないこと。

⑵　１⑵②の人数が受入建設企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えないこと。

⑶　１⑵⑤の期間が２年間（外国人建設就労者が建設分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後１年以上が経過している場合においては、３年間）を超えないこと。

⑷　１⑵⑥の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

⑸　⑵から⑷までに定めるもののほか、適正監理計画の内容が外国人建設就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。

⑹　外国人建設就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の建設特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入建設企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

３　２の認定を受けた受入建設企業は、当該認定に係る適正監理計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

４　２の規定は、３の認定について準用する。

第６　建設特定活動の実施

１　特定監理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　受入建設企業に対して監査、指導及び監督を行うこと。

⑵　外国人建設就労者をあっせんすること。

⑶　再入国して外国人建設就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。